

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇規則 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則
- ◇訓令 鳥取県職員住宅管理規程の一部改正
- ◇告示 土地の公用廃止
建築代理業者の登録
- ◇公安告示 自動信号機の設置
- ◇公告 争議行為の通知公表

規則

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則をここに公布する。

昭和三十年十二月二十三日

鳥取県知事 遠

藤

茂

鳥取県規則第六十号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則
鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号。）に基き、この規則を定める。
（登録票の様式）

第一条 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号。以下「条例」といふ。）第六条第二項の規定による登録票の様式第一号による。

（登録申請書等の様式）

第二条 次の各号に掲げる申請書等の様式は当該各号に定めるところによらなければならない。

一 木材業者登録申請書 様式第二号

二 製材業者登録申請書 様式第三号

三 条例第七条第一項第一号の規定による事業廃止届 様式第四号

四 条例第七条第一項第二号の規定による死亡（解散）届 様式第五号

五 条例第七条第一項第三号の規定による変更届 様式第六号

様式第二号

木 材 業 者 登 録 申 請 書

証 紙 を
は り 付
け る

※登録番号	第 号
※登録年月日	昭和 年 月 日

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例第三条の規定により登録を申請します。

昭和 年 月 日

申請者氏名

印

鳥取県知事 殿

1. 申請者の住所、氏名 (法人にあつては所在地及び名称並びに代表者氏名)			
2. おもな営業所の所在地及び名称			
3. 他に営業所があるときはその所在地及び名称			
4. 業態の別		5. おもな取扱品目	
6. 年間取扱予定数量			
生産予定数量		販売予定数量	
素 材		製 材	
材種	数量	材種	数量
材種	数量	材種	数量
一般用材		一般用材	
坑 木	単 板	坑 木	単 板
枕 木	合 板	枕 木	合 板
パルプ用材	床 板	パルプ用材	床 板
電 柱	腕 木	電 柱	腕 木
合板用材	たる丸	合板用材	たる丸
その他	その他	その他	その他
合計	合計	合計	合計

様式第一号

木 材 業 者 登 録 票

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例により登録済であることを証する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事

登録番号	木製第号	登録年月日	昭和 年 月 日
住 所			
氏 名 (名称及び代表者)			
営業所の所在地			
業 態 の 別			
おもな取扱品目			

(書類の經由)
第三条 条例の定めるところにより知事に提出する書類は、その住所地を管轄する地方事務所長又は山林事務

所長を經由し、二通提出しなければならない。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

様式第三号

製材業者登録申請書

証紙を
はりつ
ける

※登録番号	第	号
※登録年月日	昭和	年 月 日

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例第三条の規定により登録を申請します。

昭和 年 月 日

申請者氏名

印

鳥取県知事 殿

1. 申請者住所、氏名 (法人にあつては所在地及び 名称並びに代表者氏名)	
2. 固定移動の別及び数量	
3. 工場 の 位置	
4. 当該工場における兼営事業の 概要	
5. 年間製材予定数量	
板 類	合 板
挽 角 類	単 板
挽 割 類	枕 木
6. 原料材の入手区分	
自 己 生 産	石 買 材
7. 申請時における木材在荷量	
板 類	合 板
挽 角 類	単 板
挽 割 類	枕 木

7. 申請時における木材 在荷量	素材	石	製材品	石 (平方尺)
8. 業務開始予定年月日	昭 和	年	月	日
9. 木材生産用機械の種類及び数量				
種 別		数 量		
簡 易 鉄 索 運 搬 機				
自 動 鋸 機				
そ の 他				
10. 貯材設備の位置及びその概要				
位 置				
面 積				
貯 材 能 力				
11. 現在従業員数				
男	女	人	計	人
備考				
註 ※印は記入しないこと。				

様式第四号

木材業廃止届

木材業を廃止したから登録票を添えてお届けします。

昭和 年 月 日

氏名 印

鳥取県知事 殿

登録番号及び年月日 木製 第 号 昭和 年 月 日

廃止年月日 昭和 年 月 日

廃止の理由

8. 業務開始予定年月日 昭和 年 月 日

9. 施設又は建造物の種類、面積及び構造の概要

種類		
面積		
構造の概要		

10. 施設機械の種類、大きさ、所要馬力及び員数

種類		
大きさ		
員数		
所要馬力		
能力(月)		

11. 原動力の種類、馬力及び員数

種類		
馬力数		
員数		

12. 現在従業員数

事務員	男女	人	職工	男女	人	計	男女	人
-----	----	---	----	----	---	---	----	---

備考

註 ※印は記入しないこと。

様式第六号

木材業者登録事項変更届

登録事項に下記のとおり変更があったから登録票を添えてお届けします。

昭和 年 月 日

氏名 印

鳥取県知事 殿

登録番号及び年月日 木製 第 号 昭和 年 月 日

変更前の登録事項

変更した登録事項

変更した理由

様式第五号

木材業者死亡(解散)届

下記のとおり登録業者が死亡(解散)したから登録票を添えてお届けします。

昭和 年 月 日

相続人又は清算人

住所氏名 印

鳥取県知事 殿

登録業者住所

登録業者氏名

死亡(解散)年月日 昭和 年 月 日

附記
(事業の継承人、事業開始予定年月日等。)

訓令

鳥取県訓令第二十五号

本庁内部部局
甲類附属機関
地方機関

鳥取県職員住宅管理規程（昭和二十八年九月鳥取県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年十二月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

別表を次のように改める。

別表

鳥取県職員住宅の名称、所在地及び使用料の額

名 称	所 在 地	一 月 の 使 用 料 の 額
職員住宅鳥一号	鳥取市栗谷町七七	五四〇円
鳥二号	江崎町四九	五四〇円
鳥三号	下横町 玄好町	四五〇円
鳥四号	"	四五〇円

"	鳥五号	"	四五〇円
"	鳥六号	"	四五〇円
"	鳥鉄一号	三軒屋	一、七〇〇円
"	鳥鉄二号	"	一、七〇〇円
"	鳥鉄三号	"	一、七〇〇円
"	鳥鉄四号	"	一、七〇〇円
"	鳥鉄五号	"	一、七〇〇円
"	鳥鉄六号	"	一、七〇〇円
"	鳥鉄七号	"	一、七〇〇円
"	鳥鉄八号	玄好町	一、七〇〇円
"	鳥鉄九号	"	一、七〇〇円
"	鳥鉄一〇号	"	一、七〇〇円
"	鳥鉄一一号	"	一、七〇〇円
"	鳥鉄一二号	"	一、七〇〇円
"	鳥鉄一三号	西町	一、七〇〇円
"	倉一号	倉吉市三明寺	四五〇円
"	倉鉄一号	駄経寺西ノ谷	一、七〇〇円
"	倉鉄二号	"	一、七〇〇円

"	倉鉄三号	"	一、七〇〇円
"	倉鉄四号	"	一、七〇〇円
"	倉鉄五号	"	一、七〇〇円
"	米一号	米子市久米町三九	五三〇円
"	米二号	"	五三〇円
"	米鉄一号	"	一、七〇〇円
"	米鉄二号	皆生字温泉	一、七〇〇円
"	米鉄三号	"	一、七〇〇円
"	米鉄四号	"	一、七〇〇円
"	米鉄五号	"	一、七〇〇円
"	獨身寮	鳥取市下横町 玄好町	一〇〇円

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

告 示

鳥取県告示第六百十八号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和三十年十二月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 鳥取市田島字猿尾打越ノ一六百三番ノ四隣地

農道 十二坪

（関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第六百十九号

鳥取県建築代理業条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号）第六条第一項の規定により、鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和三十年十二月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号

登録年月日

本

住

籍

事務所名称
氏名

業務管理者

三八二 昭和三〇、一二、二

八頭郡船岡町大字橋本
鳥取市川外大工町二〇の一

小原 時男 二級建築士 小原 時男

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十七号

道路交通取締法（昭和二十二年法律第三百十号）第五条及び道路交通取締法施行令（昭和二十八年政令第二百六十一号）第二条、同第四条に基いて、次のとおり自動信号機を設置する。

昭和三十年十二月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 設置場所

一級国道二十九号線と主要地方道鳥取停車場線及び二級国道岡山鳥取線の結合点である鳥取駅前交差点
（鳥取市東品治町とりせん百貨店前十字路）

二 信号灯による通行要領

（一）直面する信号灯が青の場合そのまま通行する。
（二）直面する信号灯が黄の場合

（1）既に交差点にはいつているものは速かに進行して交差点の外に出で又は交差点の外に引返す。

（2）交差点にはいろいろとしているものはその手前で一時停止する。

（三）直面する信号灯が赤の場合

交差点にはいる手前で一時停止する。

三 使用開始期日

昭和三十一年一月一日

公 告

争議行為の通知の公表について

米子瓦斯労働組合委員長堀江理より昭和三十年十二月十七日付をもつて、次の第一項の件について争議行為を行う旨通知があつたので、次のとおり公表する。

昭和三十年十二月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 事件 越年資金要求に関する件

二 日時 昭和三十年十二月三十日午前零時以降本件解決に至るまでの期間

三 場所 米子瓦斯労働組合に所属する組合員が就業する全職場

四 概要 事務スト及び労働力提供拒否等の争議行為を単獨又は併用して実施する。